

## 加算税について

### 1. 加算税の種類

加算税には、過少申告加算税 無申告加算税 不納付加算税 重加算税 があります。また、これらに、延滞税 利子税 を加えたものを付帯税といいます。これらの付帯税は法人税や所得税などの国税に規定されている税金で、法人住民税・事業税や個人住民税・事業税などの地方税についても同様に規定されています。

### 2. どのような場合に課税されるか

#### 過少申告加算税

申告期限内に提出された納税申告書に記載された金額が過少で修正申告又は更正する場合

#### 無申告加算税

申告期限内までに納税申告書を提出しないで、期限後申告または決定する場合と期限後申告又は決定があった後に、修正又は更正する場合

#### 不納付加算税

源泉徴収など納付すべき税額を法定納期限までに納付しないで、法定期限後に納付又は納税の告知をする場合

#### 重加算税

過少申告加算税が課される場合、国税の基礎となる事実を隠蔽・仮装して納税申告書を提出した場合

#### 延滞税

国税を法定納期限までに全額納付しなかった場合

#### 利子税

国税について申告期限延長により延納が認められた場合

### 3. 加算される税額

過少申告加算税・・・10%

期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分については5%

無申告加算税・・・15%又は20%

不納付加算税・・・10%

重加算税

過少申告加算税にかかる場合・・・35%

無申告加算税にかかる場合・・・40%

不納付加算税にかかる場合・・・35%

延滞税

納期限の翌日から

2月を経過する日まで・・・年7.3%

(特例により、H20年に適用される利率は4.7%)

2月を経過した日以後・・・年14.6%

利子税

特例により、H20年に適用される利率は4.7%

### 4. おわりに

日常業務で特に注意しないといけないのは、源泉所得税の納期限を過ぎてしまった場合に発生する、不納付加算税です。不納付加算税は納期限を1日でも経過すると発生してしまいます。これらの付帯税については、法人税では損金として認められません。源泉所得税の納期限のみならず、税金を納付する際には納付期限にはくれぐれもご注意下さい。

銀行へ行く時間が無い!という方は電子納税「e-Tax」をぜひご検討されてみてはいかがでしょうか。インターネットバンキングを使用して会社のPCで源泉所得税の納税を行うことができます。